

一般競争入札説明書

沖縄県が発注する自動分注装置の調達に係る一般競争入札については、関係法令に定めるほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和8年9月7日

2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加希望者は、「一般競争入札公告(2)」に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い「一般競争入札参加資格登録申請書及び関係書類（以下「申請資料」という。）」を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。当該資格の確認は、申請資料提出期限の最終日をもって行う。なお、期限までに申請資料を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(2) 申請書類

ア 一般競争入札参加資格登録申請書（様式第1号）

イ 応札する機器等について、仕様書に記載する機器の機能・性能等に関する仕様を満たすことが確認できる書類

- ・応札明細書

応札機器等の品名、メーカー名、形式等を記載したもの

- ・応札機器等の技術仕様書

仕様書に記載する機能・性能等の項目に応じて、応札機器等の数値又は具体的な表現により記載したもの

- ・応札機器等のカタログ

応札機器等の技術仕様書で記載した機能・性能等が確認できるもの

ウ 応札する機器のメーカー又はその代理店であることを示す書類

エ 「3 入札保証金に関する事項」に関する書類

(3) 申請書類の提出場所

沖縄県衛生環境研究所感染症研究センター（うるま市字兼箇段 17 番地 1）

(4) 申請書類の提出期間

公告日から令和6年9月14日（月曜日）までの午前9時から午後5時までの時間（土曜日、日曜日、祝日を除く）

(5) 申請書類の提出方法

提出場所に持参すること。なお、提出された申請資料は返却しない。また、提出期限後の資料の差替え、再提出は認めない。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、郵便または FAX により申請者あて発送する。

(7) 登録の有効期間

この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

(8) 資格の取り消し等

入札参加の資格を有する者が、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。なお、入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

(9) 資格の適用範囲

この入札に参加する資格は、沖縄県が実施する自動分注装置の調達に係る一般競争入札に限り、適用する。

3 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の額

入札保証金の額は、入札に参加しようとする者が見積る契約金額の 100 分の 5 以上とする。もし足りない場合、入札は無効となる。

なお、見積る契約金額とは、消費税を含む金額とする。

(2) 入札保証金の免除

入札保証金は、申請書類の提出期限までに以下のいずれかを提出した場合は、その全部又は一部の免除を受けることができる。

ア 保険会社との間に締結した、県を被保険者とする入札保証保険契約の証書。

イ 国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二つ以上の契約を全て誠実に履行したことの証明書（様式第 2 号）。

(3) 入札保証金の納付方法

ア 「入札保証金納付書発行依頼書（様式第 3 号）」及び「債務者登録票（様式第 4 号）」に必要事項を記入し、申請書類の提出期限までに提出する。

イ 「入札保証金納付書発行依頼書」に基づき納付書を発行するので、次の納付場所において納付し、領収書の写しを感染症研究センターに入札前までに提出する。

納付場所：琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄労働金庫、農業協同組合（県内）、商工組合中央金庫那覇支店、指定されたみずほ銀行

(4) 入札保証金の還付方法

「入札保証金還付請求書（様式第 5 号）」に必要事項を記入し、提出する。入札保証金は、入札終了後、入札保証金還付請求書に基づき還付する。

なお、落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができる。

4 入札方法等

(1) 入札者は、「入札書（様式第 6 号）」を作成し、封書の上、「一般競争入札公告」4 に定める日時及び場所に、直接持参すること。

(2) 入札を他人に代理させるときは、「委任状（様式第 7 号）」を提出すること。なお、委任状は

代理人の印では訂正できない。

- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札及び開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (5) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

5 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに変えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 予定価格の範囲内の価格の入札がないときには、再度入札を行う。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

6 契約保証金に関する事項

契約金額（税込み）の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二つ以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

7 入札に関する質問、回答

(1) 質問方法

「質問書（様式第 8 号）」にて、持参、FAX、E-mail のいずれかの方法により「一般競争入札公告」7 に定めるところに提出する。

(2) 質問期間

公告日から 令和 8 年 9 月 14 日（月曜日） 午後 5 時まで

(3) 質問に対する回答は、次のとおり掲載する。

ア 掲載期間：回答日から 令和 8 年 9 月 14 日（月曜日）

イ 掲載場所：沖縄県ホームページ

(<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025082/10>)

38049/index.html)

8 その他

- (1) 入札説明会は実施しない。
- (2) 最低制限価格は設定しない。